

いわき市森林ボランティア活動支援事業補助金交付要綱

平成14年5月24日制定

平成14年5月24日実施

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊かな森林の多面的な機能を高めるため、営利を目的としない市民団体の自主的な森林の整備活動に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利を活動の目的としていないこと。
- (2) 宗教又は政治を活動の目的としていないこと。
- (3) 補助を受ける年度において、この要綱の制度又はこの要綱と同様の制度以外の制度による補助を受けていないこと。
- (4) 構成員が20人以上であること。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は、いわき市森林整備計画で定める水源涵養機能の維持増進を図る森林又は市の区域内に存する広く市民の用に供される公共性のある森林を整備するもので、次に掲げる作業の全部又は一部を内容とするものとする。

- (1) 地ごしらえ
- (2) 植付け（広葉樹に限る。）
- (3) 下刈り
- (4) 枝打ち
- (5) 除伐
- (6) 間伐
- (7) その他の森林内作業（歩道又は案内板の設置及び修理等）

(補助対象経費)

第4条 この要綱において、補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 苗木等資材購入費
- (2) 傷害等保険料
- (3) 通信連絡費
- (4) 印刷費
- (5) 車両借り上げ費（交通費）
- (6) 指導者経費

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率は、補助対象経費の合計額（この要綱と同様の制度による補助を併せて受ける場合にあっては、当該制度による補助金の額を控除した後の額。）に対する2分の1以内とし、補助金の限度額は、25万円とする。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、森林ボランティア活動計画表（第1号様式）とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を実施する箇所の位置図
- (2) 森林ボランティア活動支援事業実施承諾書（第2号様式）
- (3) 申請団体概要調書（第3号様式）
- (4) 団体会員名簿（第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業前及び作業完了後の現場写真(比較対照できるものに限る。) 各1枚
- (2) 作業中の現場写真(作業内容が確認できるもの。) 作業内容ごと1枚
- (3) 作業完了後の参加者の集合写真(作業参加者の人数が確認できるもの。) 1枚
- (4) 経費の内訳が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(森林ボランティア団体の登録)

第8条 この要綱による補助を受けた団体については、いわき市森林ボランティア団体として登録を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。